

現場代理人及び技術者等に関する留意事項 及び 現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領の改正

令和 7 年 7 月

建設業法，建設業法施行令及び国土交通省の「監理技術者制度運用マニュアル」の改正に伴い，以下のとおり取扱います。

詳細は，改正後の要領等をご確認ください。

1 「現場代理人及び技術者等に関する留意事項」の改正

(1) 監理技術者等の専任特例 ※営業所技術者等の兼務要件は〔 〕内を適用する

① 専任特例 1 号

以下の要件をすべて満たす監理技術者等〔営業所技術者等〕は，専任を要する工事を兼務できます。

- ・ 請負金額（税込）1 億円未満（建築一式工事は 2 億円未満）の工事であること。
なお，工事途中で 1 億円（建築一式工事は 2 億円）以上となった場合は，それ以降は専任特例を活用できない。
- ・ 工事現場間〔営業所と工事現場〕の距離が，1 日で巡回可能かつ事故等が発生した場合の移動時間がおおむね片道 2 時間以内。
- ・ 下請次数が 3 を超えていないこと。
- ・ 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を置くこと。
（土木一式工事又は建築一式工事の場合は同業種の実務経験が 1 年以上ある者）
- ・ CCUS 等により，監理技術者等が遠隔から施工体制を確認できる措置を講じていること。
- ・ 人員の配置の計画書を作成し，現場着手前に監督員に提出したうえで，工事現場毎に備えおくこと。
- ・ 現場の状況確認のため映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォン等）を設置し，当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- ・ 兼務する工事件数は 2 件〔営業所技術者等と兼務する工事件数は 1 件〕を超えないこと。

② 専任特例 2 号（旧特例監理技術者）

以下の要件をすべて満たす監理技術者は，専任を要する工事を兼務できます。

- ・ 兼務する工事が維持工事同士でないこと。

- ・ 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- ・ 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者若しくは学歴や実務経験による監理技術者の資格を有する者であること。
- ・ 監理技術者補佐は、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ・ 監理技術者が兼務できる工事数は、２件までであること。
- ・ 監理技術者が兼務できる工事は、市発注工事以外でも可能とする（民間工事を含む）。
- ・ 監理技術者が兼務できる工事は、監理技術者として職務を適正に遂行できる範囲内にあること。具体的には、千葉県内とする。
- ・ 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- ・ 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ・ 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。

（２）建設業許可等に係る金額要件の見直し ※（ ）は建築一式工事

改正の対象	改正前	改正後
特定建設業の許可を要する下請代金額の下限	４，５００万円 （７，０００万円）	５，０００万円 （８，０００万円）
専任の監理技術者等を要する工事請負金額の下限	４，０００万円 （８，０００万円）	４，５００万円 （９，０００万円）

２「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」の改正

- １（２）の改正に伴い、現場代理人を兼務できる要件のうち金額要件を見直します。

改正の対象	改正前	改正後
現場代理人の兼務	４，０００万円 （８，０００万円）	４，５００万円 （９，０００万円）

- ２「現場代理人兼務承認書」及び「現場代理人兼務却下書」を廃止します。

発注者は、受注者からの「現場代理人兼務届」を受理するのみとし、発注者から当該届出に対しての通知は行わないこととします。

三芳水道企業団 総務係

TEL ０４７０-２８-５３５７

E-mail pww_344@awa.or.jp